有害物質貯蔵指定施設について

○ 有害物質貯蔵指定施設に該当するもの

法第5条第3項、施行令第4条の4に規定する施設をいう。有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるもののことをいう。

「有害物質を含む水」

→「水」は水濁法上「液状のもの」と同義で用いられ、これには、有害物質を微量に含む廃液、液体の有害物質100%のもの等が含まれる。具体的には、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成元年環境庁告示第39号)により検定した場合において、有害物質が検出される水のことをいう。

「地下に浸透するおそれがある」

→ 当該有害物質を含む水が液体で漏えいするような施設を対象とすることを意味している。

○ 有害物質貯蔵指定施設に該当しないもの

以下のものは有害物質貯蔵指定施設に該当しない。

- ・第1号の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設((イ)豚房施設、(ロ)牛房施設、(ハ) 馬房施設)
- → 家畜ふん尿の貯留施設については、家畜ふん尿に含まれるアンモニアや硝酸性窒素を除去するためにいったん貯蔵する目的で設置される施設であれば、有害物質貯蔵指定施設に該当するが、家畜ふん尿が一時的に通過したり貯留したりする処理工程中のタンクであって排水処理施設(有害物質使用特定施設ではないもの)と一体となった施設は排水処理施設とみなされ、有害物質貯蔵指定施設には該当しない。
- 「液状のものを貯蔵しない施設」
- → 有害物質であっても、固体、気体を貯蔵している施設は対象にならない。また、漏洩した時 点で温度や圧力変化によって液状になるものがあったとしても対象外となる。
- 例)温度や圧力を変化させて液状の有害物質を貯蔵する施設において、漏えいした時点で、常温常圧となり、気化するような有害物質は、地下に浸透するおそれがあるとは考えられず、こうした貯蔵施設は対象とはならない。
- 「施設」ではないもの
- → 「施設」とは工場・事業場に一定期間設置されるものをいい、常時移動させながら使用する ものは該当しない。しかし、ドラム缶等を一定期間、一定の場所に物理的に固定して使用 する場合においては、有害物質の貯蔵を目的とした施設と判断されれば施設に該当する。
- 例)ドラム缶、一斗缶、ポリタンク等